

障がい者スポーツ物品貸出について

申請方法

1. 借用希望物品・日時等をスポーツ指導担当までお問い合わせください。
※使用目的が、障がい者スポーツの普及・啓発・促進に関することとします。
2. 「物品借用願い（外部）」（様式1）及び使用目的が分かる活動内容や指導等が記載された書面を添付し、郵送・FAX又は直接スポーツ指導担当まで提出ください。
※郵送・FAXの場合は、着信確認を必ず行ってください。
提出期間は、埼玉県内に在住、在勤又は活動している団体及び個人の方は希望日の3ヶ月前から1週間前まで、埼玉県外の方は、希望日の1カ月前から1週間前までとなります。

貸出物品について

バスケットボール用車いす、ボッチャ用具一式、フライングディスク等
※その他の物品については、スポーツ指導担当までお問い合わせください

貸出・返却について

1. 貸出期間は、休館日を含む最長5日間とし、最小限の借用期間にご協力ください。
2. 貸出・返却対応時間は、センター開館日の13時～17時とします。
3. 貸出・返却者が団体及び個人の方と異なる場合は、別途確認事項がございます。
4. 貸出・返却時、物品の状態を確認します。

注意事項

1. 破損または紛失した際は、弁償していただく場合があります。
2. 借用物品による怪我等はすべて団体及び個人の方の責任とします。
取り扱いには、充分にご注意ください。※破損または、怪我等あった場合は速やかにご報告ください

感染症対策について

1. 貸出・返却にあたりご協力していただきたいこと
 - ① 物品の貸出、返却時に、当センターにて手指消毒と検温を実施
 - ② 物品の返却時に、消毒作業を実施 ※概ね15分程度
2. 実施にあたりお願いしたいこと
 - ① 体調がすぐれない、熱の症状がある、感染の疑いがある方の利用は控える
 - ② 使用する際は、十分な手洗い・手指消毒を実施
 - ③ 不特定多数の方が触れることのない場所での保管
 - ④ 返却の際、職員と物品の消毒作業の実施

皆様が安心・安全にご使用できますよう、ご協力よろしくお願いたします。